

七、會場、内外ニ於テ示威運動の行爲ニ依リ

八、治安上必專アリト認ムル場合ハ何時ニテ

又制限禁止解散セシムルコトアルゾレ

前記を以テハ勿論法規ヲ嚴守シ君シ違背
要義莫クハ何時解散ヲ命セラル、又

多象運動制限要項

- 一、酒類ヲ帶ビ又ハ異様ノ服装ヲ爲セルモノ
- 二、考査セシメサルコト
- 三、考査者ハ隊位ヲ締成シ四列縱隊ニテ一隊
- 四、五十名以内トシ一隊毎ニ監督者一名以上

ヲ附シ全責任ヲ負フコト

各隊、間隔ハ約ニ間以上ニ應身交又真ハ五

間以上ヲ保ワコト

三、隊々各隊監督者ハ任所職業氏名年令ヲ肩

出ワハキコト

監督者ハ隊員ノ徽章ト異ル特ニ見易キ標

章ヲ附スルコト

四、途上演説ヲ爲サハルコト

五、一定ノ(扇出ニ依リ)唱歌ノ外運動中喧嘩ニ

涉ル行爲アラシメサルコト

組シ合唱ハ三隊若クハ四隊宛ニ互ニ之ヲ爲

シ全隊一齊ニ爲サハルコト

六、棍棒其他危險ナル物件ヲ所持セシメザル